

第 5985 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月26日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ うちわの作成費用

Q：お客様に社名を入れたうちわを作って配ろうと思っています。この場合の費用は、どのように取り扱われますか？

A：原則として、広告宣伝費として処理することが認められます。

【解説】

会社が、得意先などに対して物品を贈与するための支出は交際費として計上しますが、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用については、広告宣伝的効果がある上に、少額であることから、交際費からは除かれることとされています。

この場合の「その他これらに類する物品」とは多数の者に配布することを目的として主として広告宣伝的効果を意図する物品で、その価額が少額であるものをいいます。

具体的には、社名入りの筆記用具やコップ等の雑貨類などがこれに該当します。

したがって、御社のうちわの作成費用についても、交際費でなく広告宣伝費等として計上することが認められます。

なお、そのうちわが余り、来年も使用するのであれば、当期の決算で余ったうちわの作成費に相当する金額を、貯蔵品として資産計上する必要がありますので注意してください。

